## 立田山野外保育センター審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立田山野外保育センター設置規則第4条第2項の規定に 基づき、立田山野外保育センター審議会(以下「審議会」という。)の運営に ついて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 立田山野外保育センター(以下「センター」という。)の基本的な運営について意見を述べること。
  - (2) その他審議会で必要と認めること。

(委員)

- 第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者とし、一般社団法人熊本市保育 園連盟(以下「連盟」という)理事長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民代表者
  - (3) 幼稚園団体
  - (4) 行政職員
  - (5) 利用者代表
  - (6) その他
- 2 前項第1号から第5号に掲げる者はそれぞれ1名以上とし、委員の総数は 8名以内とする。
- 3 委員の他、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。
- 2 再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長をおく。
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し議事その他の会務を総括する。
- 4 会長は副会長を指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 審議会の会議は会長が招集する。
- 2 会長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見または 説明をさせることができる。
- 3 会議に出席した委員・オブザーバーには謝礼金を支払うことができる。

(事 務)

第7条 審議会にかかる事務は、センターで行うものとする。

(補 則)

第8条 この要綱による第1期の委員の任期は施行の日から平成15年3月31日までとする。

(改廃)

第9条 この要綱を変更しようとするときは、理事会において出席理事の過半 数の同意を必要とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、 審議会が定める。

附則

この要綱は、平成14年1月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、一般社団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月27日一部改正し、同日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年7月4日一部改正し、同日から施行する。